

成美小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

いじめは、全ての子供に関係する問題であり、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）の対策は、全ての子供が安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、市、学校、地域住民、家庭、その他子供の教育に関わる全ての者が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会全体としていじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、学校が全ての子供にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう、教職員の共通理解に基づく指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組む。

さらに、子供たち自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめ防止等の主体的な取組を積極的に推進する。

2 いじめ防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こり得る。子供が活動するあらゆる場で起こり得るという意識をもち、子供の尊厳が守られ、いじめに向かわせないため未然防止の取組を行う。

子供たちの自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、子供一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

学校は、子供に対して傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

ア 児童理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行う。
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図る。
- ・「思いやり」と「感謝の心」を合言葉に、共感的な人間関係を築く。
- ・一人一人のよさを記した記録を作成する。

イ 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○ 「いのちの教育」の推進

- ・道徳科等の授業で、いじめに関する資料を取り扱う。（年3回）
- ・あったか言葉を学級・学年で推奨する。
- ・生徒指導の機能を生かした授業改善に取り組み、「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的人間関係を育む」授業づくりに取り組む。

○ 児童が主体となる取組の充実

- ・児童会で、「挨拶運動」を実施する。
- ・ジュニア福祉活動等を中心に、学級や学年、児童会の自治活動を推進し、自己有用感や自己肯定感を育む。

ウ 家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得られるように努める。
- ・PTAや学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。
- ・ネットいじめの防止のため、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を地域・家庭と連携しながら、計画的に進める。

(2) いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

また、日常的に子供の様子を観察し、子供の話に耳を傾ける。子供からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、外部専門機関等との連携を図る。

ア 日常的な観察

- ・子供の小さな変化も見逃さないように日記やノートの記述、子供との普段の会話等から情報を集める。
- ・教職員間で情報の共有に努め、迅速な報告・連絡・相談に努める。

イ アンケート調査

- ・月に1回、無記名のアンケートを取り入れ、現状を把握する。
- ・生活アンケート（いじめ実態調査）を学期毎に行う。
- ・人権教育を進めるため、「生活振り返りカード」等を各学級で適時活用する。

(3) いじめへの早期対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた子供の安全を確保し、速やかに学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告する。学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、組織的な対応を行う。

また、市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携して対応する。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応する。

イ いじめられた子供への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた子供の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・いじめられた子供が、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、複数の教職員の協力の下、見守りを行うなど、環境を整える。

ウ いじめた子供への指導

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた子供への謝罪等、いじめた子供への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた子供が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員等と連携し、健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた子供に対しても、自分の問題として捉えさせる。例えいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた子供に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

オ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとる。
- ・子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとる。

(4) いじめの再発防止

いじめの当事者の関係修復が図られた後も、当該の集団が好ましい集団行動を取り戻すまで見守りを継続する。

また、いじめの事案について検証し、心理や福祉の専門家及び関係機関等の意見を聞くなどして、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講ずる。

ア 子供の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・子供の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

イ 再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ・道徳科や学級活動の時間にいじめに関する問題を取り上げ、指導を行う。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員
- ※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生児童委員、保護司、人権擁護委員、学校評議員等、関係機関や関係諸団体の代表者等を追加する。

(2) 役割

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
 - ・教職員の共通理解と意識啓発、校内研修等
 - ・学校だより、学校ホームページ、PTA総会等での、子供や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・発見されたいじめ事案（重大な事案を含む）への対応
 - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
 - ・いじめ事案の調査と対応
- ※重大な事案については、教育委員会に報告し、連携して対応する。

4 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	
	具体的な取組	関連事項
4 月	・いじめ対策委員会 ・いじめに対する学校基本方針の教職員共通理解 ・「いじめ防止基本方針」ホームページ掲載 ・成美っ子わくわく集会①	・学習参観 ・学年懇談会
5 月	・いじめに関する校内研修会①（児童理解研修会）	
6 月	・成美っ子わくわく集会② ・児童会による「あったか言葉」活動 ・挨拶運動 ・個別のアンケート①	・学習参観 ・懇談会
7 月	・成美っ子わくわく集会③ ・いじめ対策委員会 ・生活アンケート（いじめ実態調査）の実施① ・問題行動等調査の分析 ・保護者面談での啓発活動	・保護者会
8 月	・児童理解に関する研修	
9 月	・成美っ子わくわく集会④ ・いじめに関する校内研修会②（児童理解研修会） ・いじめ対策委員会	
10 月	・成美っ子わくわく集会⑤ ・児童による「挨拶運動」活動	
11 月	・成美っ子わくわく集会⑥ ・いじめ対策委員会 ・個別のアンケート② ・保護者アンケートの実施	・学習参観
12 月	・成美っ子わくわく集会⑦ ・いじめ対策委員会 ・生活アンケート（いじめ実態調査）の実施② ・保護者面談における啓発活動 ・問題行動等調査の分析	・人権週間 ・保護者会
1 月	・成美っ子わくわく集会⑧ ・いじめに関する校内研修会③（児童理解研修会） ・いじめ対策委員会	
2 月	・成美っ子わくわく集会⑨ ・生活アンケート（いじめ実態調査）の実施③ ・個別のアンケート③ ・挨拶運動	・学習参観 ・懇談会
3 月	・いじめに関する校内研修会④（児童理解研修会） ・学校評価の結果集計、考察 ・問題行動等調査の分析 ・いじめ対策委員会	

5 評価と改善

- ・学校評価といじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行う。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図る。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行う。